

手順1
事前
相談

※事前相談は利用希望日の1年前から可能
電話又は電子メールにて受け付けます。
電子メールの場合は送信後に必ず受信確認の電話連絡を
してください。

仮押さえ

仮押さえる時点では
予約は確定していません

利用開始日の3か
月前までに企画書
等を用いて協議

利用希望日について事前にご連絡ください。その際に利用用途を簡単に聞き取り、
貸付基準を満たしているかどうか判断し、日程の仮押さえについて受け付けます。
※内容によっては、簡易な企画書等の提出を求める場合があります。
※利用希望日が事前相談から3か月以内となる場合はご相談ください。

手順2
協議

※利用開始日の3ヶ月前までに
企画書と平面図等の案を用いて、商業振興課と協議をしていた
だきます。貸付基準等を満たす場合、正式に予約を受け付けま
す。

予約

【提出書類】

- 企画書の案（貸付用途を確認できるもの）
- 平面図等の案（会場レイアウトを確認できるもの）

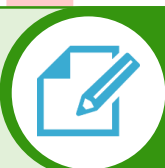
※3か月前までに提出がない場合、**仮押さえが無効になる場合
があります。**

音響等による周辺への影響が想定
されるイベント等を開催する場合

必要に応じて事前に周辺施設への説明・
協議を行ってください。
周辺施設との調整ができない場合は催
事を開催できない場合がありますので、
予約後は可能な限りお早めに事前説明・
調整してください。

遅くとも利用開
始日の1か月前

手順3の申請までに**企画内容や会場レイアウトが
変更**となった場合はすみやかにご連絡ください。

手順3
申請

※予約受付後、遅くとも利用開始日の1か月前までに
申請書一式を提出し、特に不備がなく申請者（借受人）
が貸付条件に合意した場合は、土地賃貸借契約の手続き
を行います。

【提出書類】

- 普通財産借受申請書
- **正式な**企画書（貸付用途を確認できるもの）
- **正式な**平面図等
（会場レイアウトを確認できるもの）

※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

例) 車両の乗り入れがある場合
□乗り入れルートを確認できるもの
□車両の区分を確認できるもの

手順4
契約

申請後に、高知市と申請者との間で**土地の賃貸借契約を
締結**します。

貸付確定

※契約締結後に企画の内容や会場レイアウトを変更する
場合は、必ず商業振興課へご連絡ください。

手順5
支払

納入通知書を発行しますので、期日までに通知書に記載さ
れている金融機関窓口にて貸付料をお支払いください。
※原則前払いとなります
※支払済の貸付料は原則返還いたしません

ご注意

このフロー図は手続きの流れをわか
りやすく簡潔にまとめたものです。必
ず貸付けの手引きを熟読し、理解した
うえで手続きを進めてください。

問い合わせ先

高知市商業振興課
電話: 088-823-9375
Email: kc-151705@city.kochi.lg.jp

土地利用
(イベント開催等)